


法務省民二第114号  
平成20年1月15日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿  
(横浜を除く。)

法務省民事局民事第二課長

横浜地方法務局横須賀支局及び平塚出張所における電子情報処理組織を使用する方  
法による登記の申請の取扱いについての廃止について（通知）

平成18年6月2日付け法務省民二第1322号に基づく取扱いについては、別添のと  
おり、本日付けをもって廃止されましたので、この旨、通知します。



法務省民二第111号  
平成20年1月15日

横浜地方法務局長 殿

法務省民事局長

横浜地方法務局横須賀支局及び平塚出張所における電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請の取扱いについての廃止について（通達）

平成18年6月2日付け法務省民二第1322号に基づく取扱いについては、これを廃止しますので、この旨、貴局横須賀支局及び平塚出張所の登記官に周知方取り計らい願います。

法務省民二第302号  
平成20年1月24日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

エヌ・ティ・ティ企業年金基金がエヌ・ティ・ティ厚生年金基金から承継する不  
動産の登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおりエヌ・ティ・ティ企業年金基金の理事長から民  
事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨管下登記官に周知方取  
り計らい願います。

関基第 002451 号  
NTT 企基金第 77 号  
平成 20 年 1 月 9 日

法務省民事局長 殿

エヌ・ティ・ティ企業年金基金  
理事長 上坂 謙

エヌ・ティ・ティ企業年金基金がエヌ・ティ・ティ厚生年金基金から承継する不動産の登記事務の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当基金は平成 19 年 7 月 1 日に設立し、同日付けで厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 82 号)附則第 52 条第 6 項の規定により読み替えられた同法附則第 47 条第 1 項の指定を受け、同法附則第 48 条第 1 項の規定により、旧適用法人共済組合(エヌ・ティ・ティ厚生年金基金)から、一切の権利及び義務を承継致しました。それに伴い当基金が承継する旧適用法人共済組合(エヌ・ティ・ティ厚生年金基金)が所有していた不動産の所有権の移転の登記等の手続きを行う必要があります。

この件につきましては、下記の扱いにて差し支えないものか、何分のご回答を賜りたく照会申し上げます。

なお、差し支えない場合は、何卒、貴管下法務局及び各地方法務局登記官にその旨周知方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 登記の申請は、別添様式による。
2. 所有権の移転の登記及び抵当権の移転の登記に係る登記原因証明情報は、その事実が法律上(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 48 条第 1 項参照)明らかであることから、添付は省略する。
3. 当年金基金の住所を証する情報兼代表者の資格を証する情報として、関東信越厚生局長発行に係る資格証明書を申請書に添付すること。
4. 登記記録上、旧適用法人共済組合(エヌ・ティ・ティ厚生年金基金)の主たる事業所・名称が解散時の表示と異なるものについては、便宜上、登記名義人の名称(又は住所)についての変更の登記を省略して差し支えないこと。

以上

# 登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成19年7月1日 厚生年金保険法等の一部を改正する法律  
附則第48条第1項の規定による権利承継

権利者 (被承継者 エヌ・ティ・ティ厚生年金基金)  
東京都千代田区大手町2丁目2番2号  
エヌ・ティ・ティ企業年金基金  
理事長 上坂 清

添付情報 登記原因証明情報(添付省略) 住所を証する情報 資格を証する情報  
代理権限を証する情報 非課税証明書

登記識別情報(登記済証)の通知(交付)を希望しません。(注)

平成 年 月 日申請 (地方)法務局 支局(出張所)御中

代理人 住所  
氏名  
連絡先の電話番号

登録免許税 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第48条第4項の規定に  
より納付しない。

不動産の表示 別紙のとおり

(注) 登記識別情報(登記済証)の通知(交付)を希望しない場合には口にチェックする。

(別紙)

所 在  
地 番  
地 目  
地 積

所 在  
家 屋 番 号  
種 類  
構 造  
床 面 積

## 登記申請書

登記の目的 抵当権移転（順位番号後記のとおり）

原因 平成19年7月1日 厚生年金保険法等の一部を改正する法律  
附則第48条第1項の規定による権利承継

権利者 （被承継者 エヌ・ティ・ティ厚生年金基金）  
東京都千代田区大手町2丁目2番2号  
エヌ・ティ・ティ企業年金基金  
理事長 上坂 清

添付情報 登記原因証明情報（添付省略） 住所を証する情報 資格を証する情報  
代理権限を証する情報 非課税証明書

登記識別情報（登記済証）の通知（交付）を希望しません。（注）

平成 年 月 日申請 （地方）法務局 支局（出張所）御中

代理人 住所  
氏名  
連絡先の電話番号

登録免許税 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第48条第4項の規定に  
より納付しない。

不動産の表示 別紙のとおり

（注）登記識別情報（登記済証）の通知（交付）を希望しない場合には口にチェックする。

(別紙)

所在地  
積

(順位番号 番)

所在地  
家屋番号  
種類  
構造  
床面積

(順位番号 番)





厚生労働省発年 第0701001号

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書

エヌ・ティ・ティ厚生年金基金

理事長 鵜浦 博夫

平成19年4月17日付で申請のあった厚生年金基金が企業年金基金となること  
の申請については、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第112  
条第1項の規定により認可する。

平成19年7月1日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫






区、エヌ・テイ・デー・ソリユーショ  
ン株式会社 東京都千代田区、株式会社エヌ・  
テイ・デー・デー・ホツゾ 東京都江東区、  
エヌ・テイ・デー・国際通信株式会社 東京都港  
区、株式会社NTTフワシリテイ・文中国 広  
島県広島市中区、株式会社NTTフワシリ  
テイ・ズFMフワシリ 東京都港区、エヌ・  
テイ・デー・ソフトラサービス株式会社 神奈川県  
横浜市港北区、株式会社NTT東日本一宮城  
宮城県仙台市、株式会社エヌ・テイ・デー・ネ  
オネイトサービス関西 大阪府大阪市、フコモ  
エンジニアリング四国株式会社 香川県高松  
市、フコモエンジニアリング北陸株式会社 石  
川県金沢市、株式会社エヌ・テイ・デー・イン  
クエ 東京都千代田区、株式会社アツカ・ネットワー  
クエオ株式会社 東京都港区、エヌ・テイ・  
ムチエオ株式会社 東京都港区、エヌ・テイ・  
テイ・デー・デー・ネット株式会社 東京都港区、  
エヌ・テイ・デー・デー・先端技術株式会社  
東京都江東区、株式会社NTT東日本一神奈川  
神奈川県横浜市西区、株式会社NTT東日  
本一千葉 千葉県千葉市美浜区、株式会社NT  
T東日本一埼玉 埼玉県さいたま市中央区、株  
式会社NTT東日本一茨城 茨城県水戸市、株  
式会社NTT東日本一栃木 栃木県宇都宮市、  
株式会社NTT東日本一群馬 群馬県高崎市、  
株式会社NTT東日本一山梨 山梨県甲府市、  
株式会社NTT東日本一新潟 新潟県新潟市、  
イオンネットワーク、ジャパン株式会社 東京都千  
代田区、エヌ・テイ・デー・ソリユーショ  
ン株式会社 東京都文京区、エヌ・テイ・デー・アロー  
フバソフトラットフナーン株式会社 東京都中  
央区、株式会社エヌ・テイ・デー・エム・イー・サ  
ービス 東京都新宿区、フコモモバール北海道株  
式会社 北海道札幌市豊平区、フコモモバール  
中国株式会社 広島県広島市西区、フコモ・テ  
クノロシ株式会社 東京都港区、イー・エンジ  
ニアリング関西株式会社 大阪府大阪市城東  
区、フコモ・ビジネスネット株式会社 東京都  
港区、ビジネスエキスパート株式会社 大  
阪府大阪市城東区、ビジネスエキスパート九州  
株式会社 福岡県福岡市東区、イー・エンジニ  
アリング株式会社 東京都港区、ビジネスエキ  
スパート株式会社 東京都豊島区、フコモア

九州株式会社 福岡県福岡市東区、イー・エン  
ジニアリング九州株式会社 福岡県福岡市中央  
区、エヌ・テイ・デー・デー・エキエリテイ  
株式会社 東京都港区、株式会社エヌ・テイ・  
テイ・デー・エヌ・サイエンス 東京都品川区、株  
式会社エヌ・テイ・デー・デー・キユビット  
東京都千代田区、株式会社エヌ・テイ・  
テイ・デー・イー・ソフトラサー・セキエリテイ  
株式会社 東京都千代田区、イー・ソフトラサー  
コンサルテイソング 東京都江東区、株式会社エ  
ヌ・テイ・デー・エヌ・アークロス 東京都港区、  
株式会社エヌ・テイ・デー・ロジックサービス  
東京都千代田区、株式会社シナイチヤネル  
東京都渋谷区、株式会社エヌ・テイ・デー・  
デー・イー・エックラス・テクノ 東京都江東  
区、株式会社NTTフワシリテイ・中央 東  
京都港区、株式会社エヌ・テイ・デー・デー  
タ・ビジネスコンサルテイソング 東京都江東  
区、株式会社NTTフワシリテイ・東北 宮  
城県仙台市若林区、株式会社ソリッド・エクス  
チェンジ 東京都品川区、株式会社エヌ・  
テイ・デー・デー・クイック 東京都港区、  
株式会社エヌ・テイ・デー・デー・ベルSC  
ムルリエーションズ 東京都江東区、株式会  
社NTTフワシリテイ・北海道 北海道札幌  
市中央区、エヌ・テイ・デー・デー・フイツ  
ト株式会社 東京都千代田区、エヌ・テイ・  
テイ・都市開発ビルサービス株式会社 東京都千  
代田区、エヌ・テイ・デー・コムウェア・ビ  
ソフソリユーショング株式会社 東京都品川区、  
株式会社エネット 東京都港区、株式会社エ  
ヌ・テイ・デー・ロジックイノベーション・シ  
ン・イー・エヌ 東京都千代田区、エヌ・テイ・  
テイ・イー・テイ・クリエテイブ株式会社  
徳島県板野郡、NTT-ATチナノフワシリテ  
ション株式会社 神奈川県厚木市、NTTク  
ルテイ株式会社 東京都武蔵野市、株式会社ク  
リニカルサポート 東京都品川区、株式会社エ  
ヌ・テイ・デー・デー・イー・ソフトラサー・ト  
東京都港区、エヌ・テイ・デー・デー・フオー  
ム株式会社 神奈川県横浜府、日本カーボナ  
セソング株式会社 東京都中央区、日本リスク  
マネジメント株式会社 東京都千代田区、株式  
会社チユラシシステムズ 東京都千代田区、株

式会社エヌ・テイ・デー・デー・コムニ  
ティ・プロフェューズ 東京都港区、株式会社エ  
ヌ・テイ・デー・デー・ユニバーシティ 東  
京都目黒区、株式会社エヌ・テイ・デー・デー  
タ・ライフスケーラーケチソング 東京都千  
代田区、株式会社ビジネス・イノベーション  
東京都渋谷区、株式会社リアライズ 東京都江  
東区、株式会社エバーグリーン・デジタル・コ  
ンテツク 東京都千代田区、株式会社エクスバ  
イラル 東京都港区、株式会社エヌ・テイ・  
テイ・デー・デー・ピソングサービス 東京都中  
央区、株式会社エヌ・テイ・デー・デー・  
ウエーブ 東京都渋谷区、株式会社チエーサイ  
エンス・モナルシシステムズ 東京都品川区、株  
式会社大阪エクスレソント・アイン・デー・シー  
大阪府大阪市北区、株式会社エヌ・テイ・  
テイ・デー・デー・イー・エム・オー 東京都江東  
区、エヌ・テイ・デー・デー・タリNKYU株  
式会社 東京都江東区、株式会社エヌ・テイ・  
テイ・デー・デー・ジー・シー 東京都中央区、株  
式会社エヌ・テイ・デー・エム・エム・エフ  
プロフェューズ 東京都港区、株式会社クエ  
テイ・テイ・クオオリズ 東京都中野区、エヌ・  
テイ・デー・東京電話機株式会社 東京都渋谷  
区、エヌ・テイ・デー・東海電話機株式会社 愛  
知県名古屋市中村区、エヌ・テイ・デー・関西電  
話機株式会社 大阪府大阪市西区、エヌ・  
テイ・デー・中国電話機株式会社 広島県広島市  
西区、エヌ・テイ・デー・四国電話機株式会社  
愛媛県東温市、エヌ・テイ・デー・九州電話機株  
式会社 福岡県福岡市中央区、エヌ・テイ・  
テイ・東北電話機株式会社 宮城県仙台市宮城野  
区、株式会社NTT東日本一福島 福島県福島  
市、株式会社NTT東日本一岩手 岩手県盛岡  
市、株式会社NTT東日本一青森 青森県青森  
市、株式会社NTT東日本一山形 山形県山形  
市、株式会社NTT東日本一奈良 ナル県奈良市、  
株式会社エヌ・テイ・デー・イー・ネオエイト 大  
阪府大阪市中央区、株式会社NTT西日本一吹  
やこ 京都府京都市中京区、株式会社NTT西  
日本一岐阜 岐阜県岐阜市、株式会社NTT西  
日本一東中国 岡山県岡山市、株式会社NTT  
西日本一兵庫 兵庫県神戸市中央区、株式会  
社NTT西日本一静岡 静岡県静岡市葵区、株式  
会社NTT西日本一三重 三重県津市、株式

社NTT西日本一南九州 鹿児島県鹿児島市、  
株式会社NTT東日本一東京中央 東京都千代  
田区、株式会社エヌ・テイ・デー・イー・ケ  
グアクト 大阪府大阪市中央区、株式会社エ  
ヌ・テイ・デー・ビジネスアソシエ西日本  
大阪市中東区、株式会社NTT東日本一東京東  
東京都台東区、株式会社NTT東日本一東京北  
東京都新宿区、株式会社NTT東日本一東京  
東京都立川市、株式会社NTT西日本一山  
口 山口県熊野市、株式会社NTT西日本一  
九州 熊本県熊野町、株式会社NTT東日本一秋  
田 秋田県秋田市、株式会社アイトイト東  
海 愛知県名古屋市中区、株式会社エヌ・テイ・  
テイ・デー・エソソニアリングシステムズ  
東京都大田区、株式会社シーアイト 広島県  
尾道市、株式会社メソソング 東京都江東区、  
株式会社コムソング 大阪府大阪市、エヌ・  
テイ・デー・イー・エム・エム株式会社 東京都練  
馬区、株式会社アイトイトコムニケーション  
ズ 東京都港区、NTT都市開発西日本BS株  
式会社 大阪府大阪市中央区、NTTスアート  
トレード株式会社 東京都千代田区、株式会  
社エヌ・テイ・デー・デー・テクノロジー 東  
京都千代田区、株式会社NTT西日本一中国ア  
イトイト 広島県広島市中区、株式会社NT  
T西日本一四国アイトイト 愛媛県松山  
市、株式会社NTT西日本一九州アイトイト  
ト 福岡県福岡市博多区、株式会社イー・求  
ト ジャパン 東京都文京区、株式会社エヌ・  
テイ・デー・デー・タNCB 福岡県福岡市博多  
区、エヌ・テイ・デー・健康保険組合 東京都千  
代田区、エヌ・テイ・デー・厚生年金基金 東京  
都千代田区、エヌ・テイ・デー・労働組合 東京  
都千代田区

5. 設立認可年月日 平成19年7月11日  
6. 消滅した厚生年金基金の名称及び所在地 エ  
ヌ・テイ・デー・厚生年金基金 東京都千代田区  
大手町2丁目2番2号  
平成19年7月27日  
東京都千代田区大手町2丁目2番2号  
エヌ・テイ・デー・企業年金基金  
理事長 上坂 清



財計第1674号  
平成19年7月1日

エヌ・ティ・ティ企業年金基金理事長 殿

財務大臣 尾身 幸次



厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第52条第6項の規定により読み替えられた同法附則第47条第1項の規定による指定について

平成19年7月1日付NTT企基企第2号をもって申請のあった標記のことについては、申請のとおり指定します。

住所 京都市伏見区向島津田町165番地4  
 住子 昭37年3月10日生  
 住所 京都市南区入世薬山町310番地18  
 野田 昭49年1月19日生  
 住所 東京都練馬区練馬3丁目1番12-902号  
 金正浩 昭52年2月3日生  
 住所 神戸市東灘区住吉山手4丁目6番5号  
 安田進 昭38年3月21日生  
 住所 安世玉 昭38年4月10日生  
 安世玉 昭61年11月17日生  
 安世志 昭63年6月14日生  
 安世泰 平成4年5月19日生  
 住所 兵庫県西宮市津門川町5番32号  
 許奈緒 昭52年6月25日生  
 許利梨 昭59年10月3日生  
 住所 兵庫県西宮市南甲子園3丁目4番40-106号  
 金進基 昭27年4月3日生  
 李政美 昭34年3月1日生  
 ○外務省告示第四百七十四号  
 次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づき返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めため、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。  
 平成十九年八月二十二日

失効年月日 発行年月日  
 2007年8月10日 2006年2月28日  
 ○外務省告示第四百七十四号  
 中央アフリカ共和国政府は、昭和五十四年十二月十八日にニューヨークで署名のために開放された「人質をとる行為に関する国際条約」の加入書を平成十九年七月九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年八月八日に中央アフリカ共和国について効力を生じた。  
 (平成十九年七月九日付け国際連合事務総長書簡)  
 平成十九年八月二十二日  
 外務大臣臨時代理  
 国務大臣 塩崎 恭久

金武重 昭59年5月17日生  
 金惠美 平成元年7月11日生  
 住所 東京都市川町南2丁目166番地  
 金武重 昭61年3月23日生  
 住所 兵庫県姫路市東夢台1丁目3番地100  
 渡天雄 昭25年8月12日生  
 渡天雄 昭51年4月21日生  
 住所 兵庫県姫路市広畑区蒲田1丁目114番地  
 渡大亮 昭52年7月26日生  
 住所 兵庫県姫路市書字1628番地2  
 成一秀 昭47年1月5日生  
 住所 東京都中野区豊田5丁目3番15号  
 高在克 昭15年8月26日生  
 姜正徳 昭20年6月23日生  
 住所 北九州市八幡西区下上海段3丁目7番55-301号  
 孫達彦 昭51年12月9日生  
 孫達彦 平成14年1月19日生  
 外務大臣臨時代理  
 国務大臣 塩崎 恭久

○外務省告示第四百七十七号  
 赤道ギニア共和国政府は、平成十一年十二月三日に北京で作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の加入書を平成十九年七月十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成十九年十月九日に赤道ギニア共和国について効力を生ずる。  
 (平成十九年七月十一日付け国際連合事務総長書簡)  
 平成十九年八月二十二日  
 外務大臣臨時代理  
 国務大臣 塩崎 恭久

○外務省告示第四百七十八号  
 赤道ギニア共和国政府は、平成九年九月十七日にモントリオールで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」(締約国の第九回会合において採択されたもの)の加入書を平成十九年七月十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成十九年十月九日に赤道ギニア共和国について効力を生ずる。  
 (平成十九年七月十一日付け国際連合事務総長書簡)  
 平成十九年八月二十二日  
 外務大臣臨時代理  
 国務大臣 塩崎 恭久

○外務省告示第四百七十九号  
 平成十九年八月十日にアクラで、ガーナ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。  
 1 援助の目的及び内容 ガーナ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な機材及びその調達に関連する役務の供与  
 2 贈与額 一億二千二百万円  
 3 署名者  
 日 本 中村温在(ガーナ臨時代理大使)  
 国際連合児童基金側 ヤスミン・アリ・ハック(ガーナ事務所代表)  
 平成十九年八月二十二日  
 外務大臣臨時代理  
 国務大臣 塩崎 恭久

○財務省告示第百八十三号  
 平成九年五月大蔵省告示第百二十一号をもちいて告示した厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第四十七条第一項の規定により指定した厚生年金基金について、同法附則第五十二条第一項の規定により平成十九年六月三十日付けで指定を取り消すとともに、次の企業年金基金について、同条第六項の規定により読み替えられた同法附則第四十七条第二項の規定により平成十九年七月一日付けで特別業務を行う者として新たに指定したので、同法附則第五十二条第三項及び同法附則第四十七条第二項の規定により告示する。  
 平成十九年八月二十二日  
 財務大臣臨時代理  
 国務大臣 柳澤 伯夫

一 名称 エヌ・ティ・ティ企業年金基金  
 二 住所 東京都千代田区大手町二丁目二番二号  
 三 事業所の所在地 東京都千代田区大手町二丁目二番二号  
 目二番二号  
 ○国土交通省告示第百十八号  
 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十二条の十七の規定に基づき、株式会社阪急交通社(登録研修機関第十号)から登録研修機関が研修業務を行う事務所のある地について、次のように変更する旨の届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により公示する。  
 平成十九年八月二十二日  
 国土交通大臣臨時代理  
 国務大臣 伊吹 文明

変更前	東京都港区新橋三丁目三番九号
変更後	東京都中央区日本橋三丁目九番二号

二 変更する年月日 平成十九年七月十七日  
 ○国土交通省告示第百十九号  
 建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号)第十條第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める告示を制定する。  
 平成十九年八月二十二日  
 国土交通大臣臨時代理  
 国務大臣 伊吹 文明

関東信越厚生局長 殿

NTT企基金第77号  
平成19年11月12日  
関基第002451号  
東京都千代田区六本木2丁目2番2号  
エヌ・ティ・ティ企業年金基金  
理事長 上坂 清

### 資格証明願

下記の企業年金基金は、確定給付企業年金法第112条第1項により厚生労働大臣の認可を受けて設立したものに相違なく、上坂清はエヌ・ティ・ティ企業年金基金の理事長であることを証明願います。

### 記

#### 1. 基金名及び理事長名

エヌ・ティ・ティ企業年金基金

理事長 上坂 清

#### 2. 目的

所有権移転登記のため

#### 3. 提出先

東京法務局 城北出張所 ← 提出先により表示が変わります。

上記の通り相違ないことを証明します。

平成19年11月12日

関東信越厚生局長

証 明 書

財 計 第 号  
平 成 年 月 日

財務大臣 額賀福志郎

別紙記載の不動産に関する権利の移転の登記は、下記のとおり厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。）附則第48条第4項の規定に該当するものであることを証する。

記

- 1 本件登記申請に係る不動産に関する権利を取得した次の企業年金基金は、平成8年改正法附則第52条第6項の規定により読み替えられた同法附則第47条第1項の規定による財務大臣の指定を受けた企業年金基金である。

名 称	エヌ・ティ・ティ企業年金基金
主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- 2 本件登記申請に係る不動産に関する権利は、平成8年改正法附則第48条第1項の規定により1の企業年金基金に係る旧適用法人共済組合から承継されたものである。

- 3 1の企業年金基金が本件登記申請に係る不動産に関する権利を取得した日  
平成19年7月1日

以上

法務省民二第301号

平成20年1月24日

エヌ・ティ・ティ企業年金基金  
理事長 上坂 清 殿

法務省民事局長 倉 吉 敬

エヌ・ティ・ティ企業年金基金がエヌ・ティ・ティ厚生年金基金から承継する不動産の登記事務の取扱いについて（回答）

平成20年1月9日付け関基第002451号及びNTT企基金第77号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨、法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

おって、オンライン指定庁に対して申請する場合には、可能な限りオンラインによる申請手続又は不動産登記令附則第5条第1項の規定による申請手続（いわゆる特例方式）を利用していただくよう御配意願います。